

令和3年度 第5回自治基本条例(仮称)策定専門部会議事録

日時:令和3年9月30日(木)
午後6時から午後8時30分まで
場所:役場4階委員会室

1 開会

・出席者

部 会 員:源津 憲昭、京屋 愛子、井口 真幸、板東 康治、森部 富士樹、新田 睦、
佐々木 良栄、村上 真美
※敬称略 計8名

役場職員:鈴木 誠、佐藤 誉修、田之岡 輝和、藤原 元貴、高島 真由美、荒明 慎久、國本 完、
鈴木 高悠、西森 理恵、才川 育世、佐藤 衡一、高橋 正人
※所属及び敬称略 計12名

事 務 局:まちづくり推進課 新村課長、安藤係長、宮崎主事

2 挨拶

3 全体会議

(1)中間報告案の意見交換

①第3章「町民参加」の再確認について

(起草チーム)

・起草チームから論点整理について説明します。第3章「町民参加」のについては、前回の専門部会で皆様からご意見いただきました。

・「1. 町民参加の基本」については、第3項で「議会及び行政は、第〇条に定める方法により」という文言を追加しております。便宜上、第〇条という表現にしておりますが、第3章の「3. 町民参加の方法」の内容が該当します。

・「2. 町民参加の対象」については、(2)を「政策に関する基本方針を定め、又は町民の義務及び権利に関する条例の制定、改正又は廃止」という内容で仮置きさせていただきました。

・「4. 提出された意見等の取り扱い」については、青文字のとおり追加・修正しております。

②第4章「住民投票」について

(起草チーム)

・「住民投票」の章を条文に盛り込むかという論点については、大多数から盛り込むべきと回答がありました。理由・考え方については、町民に対し住民投票という制度があることを周知することができるからという内容が多かったように思います。住民投票にかけるような重要な事は、選挙により選出された首長及び議会議員が決定するべきというご意見もいただきましたが、盛り込むという回答が多かったので、仮置き案では盛り込む方向で条文を作成しております。

・「個別設置型」か「常設型」かについて、個別設置型にするべきという回答は12名、常設型にするべきという回答は5名でしたが、人数の内訳は専門部会員(常設型)と行政職員(個別設置型)で、二つに分かれています。

・起草チームとしては、個別設置型が望ましいのではないかと結論に達しております。常設型を望む意見については美瑛町の未来志向の考え方が多く、個別設置型を望む意見の多くは、現状の美瑛町を鑑みると個別設置型が望ましいとする意見が多く挙がりました。

・自治基本条例は、でき上がって終わりというものではないので、今後、この条例をバージョンアップしていくにつれ、個別設置型から常設型への移行も望めるのではないかと考えております。よって、起草チ

ームでは、個別設置型を推奨いたしました。また、常設型を望む意見の中には、まずは個別設置型として、その後、常設型へ移行するのもいいのではないかとのご意見がありました。常設型を望む意見の、未来志向的な考え方は、今後、自治基本条例ができ上がった後にも引き継いでいかなければならないものであると思っております。

(委員A)

・常設型のほうが良いと考えていましたが、今は個別設置型のほうが良いかなというふうに思い直しています。デメリットやメリットはどちらの型にもあると思いますが、常設型は既に作られている住民投票条例に則って投票するってことになり、将来住民投票を必要とするような案件の課題をうまく受け止められる条例になっているのかという点に不安があります。どのようなことがあるかわからないから、住民投票をしなければならない案件が起きたときに、それに応じたステップを踏んで実施できることが大きなメリットの一つと思っています。

(起草チーム)

・常設型のメリットはスピード感ですが、規定がはっきりしない部分があり、その規定がしっかりしていれば、問題提起の仕方としては大きなムーブメントを起こせるのではないかと考えていました。個別設置型のほうが、現状の事案についてしっかりと規定をすることができ、また、議会においてしっかりと精査していただくことができるので、個別設置型の方が望ましいのではないかと考えていました。ほかにご意見ございませんでしょうか

(委員B)

・私は常設型を支持しましたが、議論の結果、個別設置型となった場合は、その理由については解説等において、美瑛町民の自治に関する意識はまだ成熟しきっていない等、詳細に書いていただきたいと思えます。そもそも住民投票は、間接民主主義で選ばれた市町村の代表が、住民の意向と違う方向に向かっている状況の中で、住民が究極の手段として用いるということを考えた場合に、個別設置型のデメリットを強く感じます。結局、ほとんどのケースで議会に否決されている状況があります。約70年前に制定された地方自治法で定められている住民投票から脱却しようということで常設型があるので、やはりその辺のことも解説した上で個別設置型を選ぶというようにしないといけないと思えます。選挙で選んだ人が決めたことに反対であれば、次の選挙で評価すれば良いという意見がありますが、一度決めたものは覆せないことがたくさんあるので、全部を説明できていないと思えます。常設型が、内容的にも進歩しており望ましいけれども、個別設置型を選んだということを説得できるような解説が必要だと思えます。いずれにしても、町民参加が進んでいけば住民投票を行わなくてもいいようになるものだと考えています。

(起草チーム)

・行政が推し進めようとする施策政策に対して、町民と行政の対立をつくるべきなのか、それとも、議会ですっきりと議論を深めていただくべきなのでしょうか。今後は、町民と議会、町民と行政、議会と行政、3者がそれぞれの役割をもっと認識して進めていくことが必要であると、住民投票を勉強して思ったところです。これを鑑みた上で、常設型か個別設置型かと言われたときに、現状では町民に丸投げをするのは少し怖いという思いもあり、常設型ではなく、個別設置型で町民の町政に対する意識を高めてもらうところから始めていくことが必要と感じ、仮置き案では個別設置型という結論に至りました。このような内容を解説で説明していけるように努めていきたいと思えます。

(委員C)

・住民が住民投票を請求するのではなく、首長又は議会から発議があった際に、住民投票が行えるような制度の方が良いのかなという考えが自分の中にあります。住民投票の内容はピンからキリまでになってしまうので、住民投票をどのラインへ持っていくべきかを考えると難しいと思えます。議会での議論について、町が耳を傾けて、議員の要望や意見を聞くことによって、住民投票の方向に流れるようなイメージがあるので、住民が主となって住民投票を請求するのはいかがなものかという思いがあります。

(起草チーム)

・今回の自治基本条例のニュースの中で、住民投票の例として大阪都構想や核廃棄物、平成の大合併等がありましたが、過去に美瑛町で住民投票を実施した事例はあるのでしょうか。(事務局から無い旨回

答。)

・今後、住民投票の対象となり得る事案としては、例えば、町財産の売却や学校の統廃合等が該当してくると思いますが、それが地域限定のものなのか、それとも美瑛町全体で考えるべきものなのか。そのような内容を住民投票条例の中にしっかりと規定できるかということが課題だと考えます。

・現状では、行政の考えていることを議会とすり合わせ、議会の中で議論がしっかりと行われているかチェックが出来ていない状況です。行政が指示した指針というものを議会がしっかりと精査をして、それに対してOKを出しているのか、それとも完全に反対をしているのか、玉虫色の状態で、そのまま突き進んでしまうという状況が多いと思います。町民も議員を選んだら選びっぱなしというケースが多いので、今後、町民は色々考える必要があると思っています。

・町民の意識が高まって、個別設置型ではなく常設型が良いという機運が高まってくれば常設型へ移行することも可能であると考えますし、行政から常設型が望ましいと考える可能性もあると思っています。

・私は当初常設型を希望する旨回答していましたが、皆さんの意見を聞き、勉強を進めていくうちに、現状で常設型にすると混乱が起こるだろうと考えるようになったので、行政職員から常設型の欠陥等について意見がございましたらぜひ聞かせてほしいと思います。

(職員A)

・私が個別設置型としたのは、後ろ向きの気持ちではなく、住民投票やる場合というのはよっぽどのことだと思うので、そのときに現場で働いている人、住んでいる人が決めてほしいと思ったからです。

(起草チーム)

・取りあえず仮置き案については、個別設置型として進めさせていただきたいと思います。

・続いて、条例案の内容についてまとめさせていただきました。

・住民投票の請求発議について、議員定数の1/12以上の賛成という意見が多数意見でしたが、美瑛町では12分の1以上ということは2人以上となります。この人数については、ハードルが高いのでしょうか、低いのでしょうか。

(事務局)

・議員の12分の1以上というのは、あくまでも発議ができるということで、最終的には議会の中で審議をし、過半数の賛成を得て成立ということになりますので、ハードルが高い低いということは、それほど気にしなくてもいいと思います。

(起草チーム)

・わかりました。

・条文案については、第1項で対象事項について「町政に関わる重要事項」としています。重要事項の定義の曖昧性は、ご指摘があるかもしれませんが、条文上で詳細に記載するのではなく、逐条解説で説明することします。

・先例では「町民の意思を確認する」という文言がありましたが、仮置き案は「住民の意思を確認する」としています。

(委員D)

・住民、町長、議会が発議できることについて、記載しなくても良いのでしょうか。

(起草チーム)

・地方自治法で担保されていることは、自治基本条例で担保しなくても良いと考えていました。

・住民投票の章については、この制度を明文化して住民の皆さんに周知するというを前提に作成しているので、条文案は簡単な文章で構成しています。

(委員D)

・住民へ周知するという目的であれば、地方自治法の基本的な内容を記載した方が良いと思います。例えば、住民が請求を考えているが出来ない場合、議員さん2人をお願いして発議していただくという手段を住民が知るためにも、記載が必要であると思います。

(起草チーム)

・周知の方法によっては、条文の中で明確に記載する必要も発生してくると思います。

(事務局)

・自治基本条例は、最終的に議会で可決され施行されるということになった時点で、様々なツールでお知らせをする必要があると思います。

・地方自治法上の保障はありますが、自治基本条例の中でも見える化するべきと考えています。八雲町のような形で、きちんと制度の内容についても条文の中で記載した方が良いと考えています。

(起草チーム)

・起草チームとしては、わかりやすい条文案を目指して作成していましたが、数字等の具体的な内容も含めて記載した条文案にしていきたいと思います。

(職員B)

・私も条文については数字なども含め具体的に記載したほうが良いと思います。ここで数字を記載しないと、制度としては裏付けがあったとしても、逆に住民のほうから請求しづらい状況を作っているような感じにとらえることも出来てしまう気がします。

(事務局)

・今回いただいた意見を踏まえ、具体的な数字等を記載した条文案を作成したいと思います。

・現在の条文案第3項の中で、「要件を満たさないときは、開票作業やその他作業は行いません」とありますが、案件によると思うので、あえて記載しないほうが良いと思います。個別設置型なので、案件によって条例を作成したときに、この点について判断できるようにしたほうが良いと思います。

(委員E)

・仮置きした理由について、少し書いていただければと思います。なぜ個別設置型にしたのかという説明を町民に行うときのために、メリット及びデメリットを比較する表を作ってほしいです。

・濫用の可能性については、行政から見れば濫用と判断するような案件も、町民からは濫用とは思わない案件があるかもしれないので、客観的な表をつくっていただきたい。

(起草チーム)

・分かりました。

(2)勉強会

(事務局)

・第5章「町民」について説明させていただきます。

・当初のスケジュールでは、第5章「町民」と、第6章「協働・コミュニティ」を一緒に行う予定でしたが、それぞれの章において、皆さんと議論しなければならない論点が多くあることが見えてきましたので、今回は第5章「町民」の部分に絞って説明させていただきたいと思います。

・この章では、「町民の権利」「町民の役割」「事業者の役割」の3つの項目について検討していきたいと思います。

・まず、町民の権利についてです。

・「権利」という言葉を辞書で調べると

- 1 ある物事を自分の意志によって自由に行ったり、他人に要求したりすることのできる資格・能力
- 2 一定の利益を自分のために主張し、また、これを楽しむことができる法律上の能力。
- 3 権勢と利益。と説明されておりまして、対義語は「義務」となります。

・自治基本条例で規定する「町民の権利」を検討する前に、そもそも国の法律で、すでに規定されている「住民の権利」とは何か？を見ていきたいと思います。

・地方自治法第10条第2項では、「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」と規定されております。

・要するに、「町民は町が行う行政サービスを等しく受けることができますが、納税の義務などの負担を分任する義務がある」ということが、国の法律で規定されております。

・また、地方自治法第11条では、「日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の選挙に参与する権利を有する。」とされており、選挙に参画する

権利についても、国の法律で規定されております。

・「役務の提供を受ける権利」と「選挙権」の2つが、住民の権利として認められていますが、ではなぜ、自治基本条例で改めて「住民の権利」を規定する必要があるのか？ということを考えていきたいと思えます。

・自治基本条例に「住民の権利」を規定する理由としては、まちづくりにおいて、町民の主体性や積極的な関わりを担保するためには、法律だけでは足りないという考え方から規定されるという考え方があります。

・また、ニセコ町の条例では、「町民の権利」の章立てはありませんが、「町民参加」の章や、「町民投票」の章などで、町民の権利を規定するという作り方をしている自治体もあります。

・道内の自治体では61自治体のうち、57自治体で、町民の権利や役割などを規定する、「町民」に関する章が、1つの章として設けられております。

・この章の中では、町民の権利、責任、責務、役割、義務、基本姿勢などという言葉で規定されることが多くなります。

・自治基本条例の類型化の一つとして、フルセット型とサブセット型という分類方法があります。

・自治基本条例では、①理念、②町民の権利、③自治実現の制度や仕組み、④行政・議会に関する事項、⑤最高規範、の5つが基本規定といわれています。

・5つの規定が全て網羅されている条例は「フルセット型条例」といい、一部が欠けている条例は「サブセット型条例」といいます。

・昨年の部会から、皆さんの話の中で出ていた「理念条例」というのは、条例のほとんどが①のことだけ、うたわれている条例になります。

・そのほか、④の議会についてのみ、除かれている条例は「準自治基本条例」、②町民の権利規定がなく、行政側の事項のみ規定される条例は「行政基本条例」というふうに言われます。

・先例の自治基本条例について、情報が古くなりますが、先ほど説明した5つの事項が条例に規定されているかどうかを、全国の自治体で比較したものになります。

・条例によって規定の仕方は様々です。「○」がついていますが、深いところまで細かく規定している条例もあれば、必要最低限の文言だけで規定されているものもあります。

・この表については、少しでも条例のなかで触れられていれば「○」としております。

・左上のニセコ町については、全て「○」となっておりますが、「町民の権利」が章立てされているわけではなく、策定当初は「議会」の規定もなかったため、サブセット型の条例といえます。

・赤穂の「住み良いまち美瑛をみんなで作る条例」については、「議会」と「最高規範」以外は、少なからず触れられている状態ではありますが、町民参加の理念が色濃く出ていることから、町民参加型の条例として分類されます。

・全ての項目に「○」がついているフルセット型だから、その条例が優れているというわけではありません。

・逆に一部が欠けているサブセット型だから、その条例の価値が低いというものでもありません。

・実際に、ニセコ町の条例もサブセット型といえますが、先進事例として紹介されることが多くあります。

・どんな形の条例であっても、町民の皆さんが使える条例であって、まちの課題解決に利用できる条例であることが重要となります。

・次に、美瑛町の「住み良いまち美瑛をみんなで作る条例」の中では、「町民の権利」について、どのように規定されているか確認したいと思います。

・まず、前文の部分では、「町民は、自らが持つ権利と責任のもと主体的かつ総合的視点に立った発言や行動により・・・」というところで「権利」という言葉が使われていますが、ここでは特に町民の権利を規定しているわけではありません。

・次に、第1章総則「町民参加推進の原則」のところでは、「町民参加の推進は、町民の権利として平等に行います。」と規定されていますので、「まちづくりへの町民参加」が「町民の権利」として規定されております。

- ・それ以外には、既存条例の中では、「町民の権利」を具体的に規定している言葉はないということになります。
- ・それでは、自治基本条例の中では、どんな「町民の権利」が規定されるのか、町民の積極的・主体的なまちづくりへの関わりを担保するため、また、新たな権利の保障のためには、何を規定することが想定されるのか、参考例を見ていきたいと思います。
- ・住民の権利のリストとして、ア～カまでの6種類の権利を挙げさせていただいております。
- ・ここでは大きく2種類に分類しておりますが、まず、上のア、イについては、地方自治法の中で規定されている権利を、改めて自治基本条例でも確認的に規定したことになります。
- ・具体的には、行政サービスを等しく受けることができる権利と、選挙に関する権利や、議会の解散などに関する権利などとなります。
- ・次に、国の法律上は規定がないもので、自治基本条例の中で新たな権利として規定したものが、ウ～カになります。
- ・ウの参加の権利につきましては、まさに前々回の部会で勉強した「町民参加」の部分になります。
- ・仮置きした条例案を、右の枠に小さく記載していますが、この中でも、「町民参加の権利」について触れてはおりますが、「議会及び行政は、第〇条に定める方法により、町政へ広く町民が参加する機会を保障します」ということで、町民の権利として正面から規定するわけではなく、行政側からの行為のルールとして規定する方法で明示しているところです。
- ・エの情報を知る権利については、第2章の情報共有に関連する権利となりまして、この「参加の権利」と「情報を知る権利」の2つは、全ての権利の中でも基本となり、自治実現のための両輪の役割を担うと言われるほど重要な権利となります。
- ・それ以外には、才学ぶ権利や、個人情報の開示権や幸福追求権、安全安心な生活を営む権利などが規定される場合もあります。
- ・次に、先例条例の条文比較ということで、他の自治体で「町民の権利」をどのように規定しているのかを比較するための表になります。
- ・青字の部分が、具体的に条文の中で規定されている「町民の権利」の部分になります。
- ・八雲町では、「知る権利」「参加の権利」「行政サービスを受ける権利」それから、「意見を提案する権利」の4つが規定されています。
- ・このうち「行政サービスを受ける権利」については、法律で規定された権利を確認の意味で改めて規定したものととなります。
- ・それ以外の規定は、自治基本条例で新たな権利として規定した権利となります。
- ・同様に、美幌町でも同じような、知る権利、参加の権利、サービスを受ける権利が規定されております。
- ・ニセコ町ではシンプルに「知る権利」と「参加の権利」、余市町も同じくこの2つの権利のみ規定しています。
- ・北見市では、「安心安全な生活を営む権利」や「子どもの権利」などが、別項目として規定されております。
- ・遠軽町では、「町民が学ぶ権利」を規定しています。
- ・条例先進地の一つである新潟県上越市では、「市民の代表を選ぶ権利」や「条例の制定等に対して直接請求をすることが出来る権利」なども規定されております。
- ・ここからが「町民の役割」についてお話になります。
- ・「権利」の対義語は「義務」という言葉になりますが、自治基本条例で多く使用される言葉としては、「町民の役割」や「町民の責務」となります。
- ・こちら、言葉の意味を掲載させていただいておりますが、
「役割」とは
 - 1 役目を割り当てること。また、割り当てられた役目。
 - 2 社会生活において、その人の地位や職務に応じて期待され、あるいは遂行しているはたらきや役目。

「責務」とは

1 責任と義務。また、果たさなければならない務め。

「義務」とは

1 人がそれぞれの立場に応じて当然しなければならない務め。

2 倫理学で、人が道徳上、普遍的・必然的になすべきこと。

3 法律によって人に課せられる拘束。法的義務はつねに権利に対応して存在する。となります。

・自治基本条例の中では、町民自らも発言と行動に一定の責任を持つべきだとして、町民の責任ある行動を、きちんと「義務」として規定すべきという考え方の議論もあります。

・一方で、町民の「義務」や「責務」を、条例に規定してしまうことに対して、厳しすぎるという、危惧や懸念を抱く声も多くあります。

・「法令を遵守すること」や「税金を納めること」などは「町民の義務」といえますが、「みんなでまちづくりを進めていくこと」を「町民の義務」とするのは少し無理があるという考え方もあります。

・また、町民の主体性に依拠(よりどころ)としたいという考えから「町民の責務」とするのが望ましいという考え方もあります。

・他にも、「町民の役割」とする場合や、「町民の役割と責務」と表現するところもあります。

・次に、「住み良いまち美瑛をみんなでつくる条例」では「町民の役割」をどのように規定しているのかを確認したいと思います。

・第1章総則の中で、①町民はまちづくりの主体であることを認識すること、②総合的な視点で自らの発言と行動に責任を持つこと、③住み良いまちの実現に向けて、相互に協力すること、の3点が「町民の役割」であると規定されております。

・では、自治基本条例の中では、どのような「町民の役割」が規定されるのかを考えていきたいと思います。

・先例条例を参考に「町民の役割」の事例を並べたものになります。

・様々な表現方法がありますが、大きく分けて、①町民が自治の主体であることを認識・自覚することを規定したもの、②自治の主体として行動・努力することを規定したもの、の2つに分けられます。

・つまり、町民が、①積極的・主体的にまちづくりに取り組むこと、②他の町民を尊重しながら協働・連携をすること、の2つを、町民の役割として規定するケースが多くなっております。

・また、「町民の役割」を検討するに当たって、おさえておかなければならないのは町民憲章になります。

・右下の枠に記載してありますが、第1章:基本理念の条例仮置き案では、「美瑛町町民憲章の精神を尊重する」という言葉を明記しておりますが、町民のあるべき姿を表している町民憲章の内容を考えていくと、おのずと「町民の役割」も明確になっていくという考え方もあります。

・また、「町民の権利」と「町民の役割」の他に、「町民の基本姿勢」という項目を設けて、町民憲章とリンクする言葉を、今回の章の中で規定している自治体もあります。

・最後に「事業者の役割」の項目についてです。

・町民については、当然、自治基本条例上の対象者となりますが、事業者についても、条例の対象者として含めて作られる自治体が多くなっております。

・部会の中でも、第1章総則の中で仮置きした条文では、町民の定義の中に、「町内で働き又は学ぶ人及び事業活動その他の活動を営む人又は法人若しくは団体」と規定していますので、仮置き案についても事業者が町民の定義に含まれることとなります。

・事業者には、NPO法人や経済活動団体など、様々な業種が含まれますので、「事業者の権利」を規定する条例はありませんが、「事業者の役割」のみを規定する先例条例は存在します。

・逆に、「町民の権利と役割」のみを規定して、あえて「事業者の役割」を規定しない条例もあります。

・まちづくりを進めていく上で、社会経済活動を行っている事業者の活動が、様々なまちの課題解決に起因することなどを考えると、公共主体としての事業者の重要性が増している現在においては、「事業者の役割」を規定することで、事業者のまちづくりへの参画促進の機能を果たすという考え方もあります。

・「事業者の役割」の条文については、シンプルな表現を使うことが多く、事業者がまちに与える影響が

大きいことから、積極的な表現とすることが多くなっております。

- ・参考例として、「地域社会の一員として、社会的責任を自覚し・・・」「安心して住めるまちづくりに寄与する」「地域社会との調和を図り・・・」などの表現が使われています。
- ・以上で、「町民の権利と役割」「事業者の役割」の説明となりますが、今回の宿題となる論点については、大きく次の4点になります。
- ・まず、論点1「町民」の章を設けるか、ということで、ニセコ町のように「町民の基本原則」の章や、「町民参加」の章の中で、町民の権利や役割を規定する場合、あえて「町民」の章を設けない場合もありますので、「町民」の章を設けるか設けないかの選択をしてもらいたいと思います。
- ・論点2は、「町民」の章を設ける場合、「町民の権利」をどこまで規定するのかを考えてもらいます。基本的には9ページの権利リストから選んでいただくこととなりますが、他の自治体の条例も参考にしながら検討をお願いします。
- ・論点3は、「町民の役割(責務)」をどこまで規定するかを考えてもらいますが、こちらも16ページの参考例から選んでいただくか、他の自治体の条例を参考にしながら検討をお願いします。
- ・論点3-1では、条文の見出しを「町民の役割」という表現にするか、「町民の責務」という表現にするか選んでいただきます。
- ・論点3-2では、町民憲章とリンクする「町民の基本姿勢」という見出しを規定するかどうかを選んでいただきます。
- ・論点3-3では、「子どもの権利」を「町民の権利」とは別に規定するかどうかを選択していただきます。
- ・論点3-4では、町民参加の仮置き案の中でも規定していますが、「まちづくりへの参加・不参加を理由として不利益を受けないような配慮」という規定を、この章でも設けるかどうか検討していただきます。
- ・そして最後に、論点4「事業者の役割」を規定するかどうか検討していただきたいと思います。

4 チーム会議

- ・町民意見交換会について、部会員のみで協議を行った。
- ・町民意見交換会の企画概要は以下のとおり。
 - ①移住定住協議会の会員を対象とする
 - ②10月の「まちづくり井戸端会議」で町民意見交換会の説明を行い、希望者を募る
 - ③11月に意見交換会を実施する
- ・今後、企画チームが中心となって調整を進める予定。

5 閉会